

# 地域主権戦略大綱の策定に向けた義務付け・枠付けの見直しについて

平成 22 年 3 月 3 日

## 【昨年後半からの第 1 次見直し】

H21. 12. 15 地方分権改革推進計画……地方要望を中心に 63 項目（121 条項）の義務付け・枠付けの見直し



これを盛り込んだ地域主権改革推進一括法案等を 22 年通常国会に提出予定

## 地域主権戦略大綱に向けた第 2 次見直し

第 3 次勧告（地方分権改革推進委員会）のうち、第 1 次見直しの残りの義務付け・枠付け 340 項目（751 条項）について、既に各府省に要請、照会



3 月下旬の各府省からの回答後、戦略会議の議論・政治折衝により、強力に推進

＜第 2 次の見直し対象項目数＞（）内は条項数

(a) 国が定める施設等の基準	32 項目	(82)
(b) 協議・同意・許可等の国の関与	81 項目	(115)
(c) 計画等の義務付け	227 項目	(554)
合計	340 項目	(751)

※項目数については、今後の精査により異動があり得るもの

## 見直し対象の概要（第 3 次勧告より）

- (a) 自治体の施設であるにもかかわらず、国が設置・管理の基準を設定  自治体が条例で定める  
(見直し対象) 都市公園の面積等の基準、バリアフリー化構造基準、保育所の入所基準、道路使用許可の基準、……
- (b) 自治体の事務であるにもかかわらず、国が協議、同意、許可などの関与  国・県の関与を廃止、見直し  
(見直し対象) 地方の有料道路料金変更の許可、山村振興基本方針の協議、国定公園（県が管理）の利用許可の同意協議、……
- (c) 自治体の事務であるにもかかわらず、多くの計画を策定させ個別に国の政策に誘導等  計画の廃止、義務付けの緩和  
(見直し対象) 様々な類型の地域活性化、港湾・漁港などの公共施設の整備など、227もの計画について義務付け

# 義務付け・枠付けの見直し(第2次見直し) <a 施設等の基準>

〔例〕 ※下記の例示は、第3次勧告に盛り込まれた具体的に講ずべき措置の中から抽出したものである。

## ○ 都市公園の配置・規模等に係る基準の条例への委任

〔現状〕 街区公園の面積標準0.25ha、建物の建築面積は公園敷地面積の2%以下等、国が基準を規定（国土交通省）

## ○ 道路、公園等のバリアフリー化構造基準の条例への委任

〔現状〕 公園における通路の幅180cm以上、勾配5%以下等、国が基準を規定（国土交通省）

## ○ 公共下水道の構造に係る技術基準の条例への委任

〔現状〕 配水管の内径100mm以上、処理の代表的な方法等、国が基準を規定（国土交通省）

## ○ 保育所の入所基準の見直し（参酌基準化）

〔現状〕 児童の保育に欠ける要件（昼間労働が常態、妊娠中、常時介護等）を国が規定（厚生労働省）

## ○ 職業能力開発施設における職業訓練の基準の条例への委任

〔現状〕 対象者、教科、期間、実施方法等を国が規定（厚生労働省）

## ○ 公立高等学校の収容定員の基準の条例への委任

〔現状〕 本校の収容定員は240名を下らないもの等、国が基準を規定（文部科学省）

## ○ 博物館登録要件の条例への委任

〔現状〕 目的を達成するために必要な博物館資料があること等、国が登録要件を規定（文部科学省）

## ○ 工業用水道の施設基準の条例への委任

〔現状〕 取水施設、貯水施設、浄水施設、送水施設等の能力等について国が基準を規定（経済産業省）

## ○ 道路使用許可の基準の条例への委任

〔現状〕 行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき等、国が基準を規定（警察庁）

【所管府省庁別項目数等一覧】

府省別	a 施設等の基準	
	項目数 ( )内は条項数	
内閣官房	0	(0)
内閣府	0	(0)
警察庁	3	(3)
文部科学省	6	(9)
厚生労働省	7	(23)
農林水産省	1	(1)
経済産業省	2	(6)
国土交通省	11	(37)
環境省	2	(3)
計	32	(82)

※ 項目数については、現時点で内閣府が整理したものであり、今後の精査により異動があり得る。

## 義務付け・枠付けの見直し(第2次見直し) <b 国等の関与>

〔例〕 ※下記の例示は、第3次勧告に盛り込まれた具体的に講ずべき措置の中から抽出したものである。

- **地方の有料道路の料金変更等に必要な大臣許可**を事後報告へ  
〔現状〕 道路管理者が行う有料道路の料金設定等は、議会の議決を経た上で大臣の許可が必要（国土交通省）
- **住宅地区改良事業の事業計画の策定に係る大臣協議**を事後報告へ  
〔現状〕 市町村等が住宅地区改良事業の事業計画を定めようとするときは、大臣への協議が必要（国土交通省）
- **山村振興基本方針の策定に係る大臣同意協議の廃止**  
〔現状〕 都道府県は、山村振興基本方針を定めようとするときは、大臣の同意・協議が必要（農林水産省）
- **家畜排せつ物利用促進計画の策定に係る大臣協議**を事後報告へ  
〔現状〕 都道府県は、家畜排せつ物利用促進計画を定めようとするときは、大臣への協議が必要（農林水産省）
- **発電目的の利用等、温泉の工業利用許可に係る経済産業局長への協議の廃止**  
〔現状〕 都道府県は、温泉を利用した発電等、工業利用の許可に際しては、経済産業局長への協議が必要（環境省）
- 都道府県が管理する**国定公園内における行為許可**に係る**大臣同意協議の廃止**  
〔現状〕 都道府県が管理する国定公園の特別地域内における行為の許可には、大臣の同意・協議が必要（環境省）
- **計量法に基づく立入調査等の事務に係る県と市町村の協議義務の廃止**  
〔現状〕 都道府県と特例市町村は、毎年4月に立入検査等事務の調整を図るための協議が必要（経済産業省）

【所管府省庁別項目数等一覧】

府省別	b 国等の関与	
	項目数	( )内は条項数
内閣官房	0	(0)
内閣府	3	(3)
警察庁	1	(4)
文部科学省	0	(0)
厚生労働省	4	(5)
農林水産省	17	(22)
経済産業省	2	(2)
国土交通省	38	(56)
環境省	16	(23)
計	81	(115)

※ 項目数については、現時点で内閣府が整理したものであり、今後の精査により異動があり得る。

## 義務付け・枠付けの見直し(第2次見直し) <c 計画等の義務付け>

〔例〕 ※下記の例示は、第3次勧告に盛り込まれた具体的に講ずべき措置の中から抽出したものである。

- **港湾計画**を国の定める基準に適合して策定する義務を廃止等  
〔現状〕 重要港湾の港湾管理者は、国が定める基準に適合した港湾計画の策定義務がある（国土交通省）
- **特定漁港漁場整備事業計画**の策定義務の廃止等  
〔現状〕 事業の施行団体は、国の整備基本方針に基づき計画を策定しなければならない（農林水産省）
- **リゾート法に基づく基本構想**の内容義務付けの廃止等  
〔現状〕 都道府県がリゾート法に基づき策定する基本構想は、内容が義務付けられている（国土交通省）
- **地方の伝統芸能等に関する基本計画**の内容義務付けの廃止等  
〔現状〕 都道府県が策定する地域伝統行事に関する基本計画は、内容が義務付けられている（国土交通省等）
- **定住・地域間交流促進による農山漁村活性化計画**の内容義務付けの廃止等  
〔現状〕 都道府県・市町村が策定する活性化計画は、内容が義務付けられている（農林水産省）
- **グリーン・ツーリズム基本方針**の策定義務の廃止等  
〔現状〕 要件に該当する都道府県は、グリーン・ツーリズム基本方針を定めなければならない（農林水産省）
- **生活排水対策推進計画**の策定義務の廃止等  
〔現状〕 生活排水対策重点地域の市町村は生活排水対策推進計画を策定しなければならない（環境省）
- **次世代育成支援対策の実施に関する計画**の策定義務の廃止等  
〔現状〕 都道府県・市町村は、地域の子育て支援等に関する行動計画を策定しなければならない（厚生労働省）

【所管府省庁別項目数等一覧】

府省別	c 計画等の義務付け	
	項目数＝計画数 ( )内は条項数	
内閣官房	3	(7)
内閣府	35	(67)
警察庁	1	(1)
文部科学省	2	(2)
厚生労働省	36	(74)
農林水産省	45	(94)
経済産業省	2	(3)
国土交通省	71	(236)
環境省	32	(70)
計	227	(554)

※ 項目数については、現時点で内閣府が整理したものであり、今後の精査により異動があり得る。